改革事項（案）

１　役員選出について

役員の選出は，積み上げ方式を採用し，まず委員２４７名を選出後，その中から常任委員９０名を選出する。更にその中から副会長２２名を選出し，最後に副会長の中から会長を１名選出する。

なお，役員の任期は２年２期までとし，委員・常任委員・副会長の選出に伴う会長指名制度は，廃止する。

※ 令和３年１２月時点で学校法人日本大学の理事であった者は,委員として選出することができない。

※ 令和３年１２月時点で日本大学校友会常任会の構成員であった者は，次期（１期２年）役員選出資格を有しない。

①　委員の選出（２４７名～）

・各都道府県支部から推薦された者２名（６５支部　×２名＝１３０名）
・各学部別部会から推薦された者２名　（１７部会　×２名＝　３４名）
・各職域別部会から推薦された者２名　（　５部会　×２名＝　１０名）
・各桜門会から推薦された者１名　　（７３桜門会×１名＝　７３名）

②　常任委員の選出（９０名～）

・各都道府県支部から推薦された委員のうちから１名（６５名）
・各学部別部会から推薦された委員のうちから１名（１７名）
・各職域別部会から推薦された委員のうちから１名（５名）
・１５名以上の正会員を有する桜門会から推薦された委員のうちから３名

③　副会長の選出（２２名）

（１）都道府県支部から推薦された常任委員の所属するブロックから１３名

・北海道ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・東北ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・関東ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから２名
・東京ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから２名
・東海ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・北信越ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・近畿ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・中国ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・四国ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから１名
・九州ブロックの支部から推薦された常任委員のうちから２名

（２）学部別部会から推薦された常任委員の所属するグループから７名

・文系グループ（法，文理，経済，商，芸術，国際，危機管理，スポーツ科，通信）から推薦された常任委員のうちから３名

・理工生物系グループ（理工，生産工，工，生物資源科）から推薦された常任委員のうちから２名

・医歯薬系グループ（医，歯，松戸歯，薬）から推薦された常任委員のうちから２名

（３） 職域別部会から推薦された常任委員のうちから２名

④ 会長の選出

・副会長の中から選考委員会の議を経て，役員総会で選任。

２ 名誉会長について

廃止。

３ 役員会費について

廃止。

４ 本部長について

廃止。

５ 会議の種類について

常任会は廃止。代わりに「会長・副会長会」を原則として毎月１回開催。

６ 役員の定年について

８０歳定年制とし，役員選出の際には，任期途中で８０歳を迎える方を選出することはできない。

７ 学部別部会に対する還付金について

準会員会費から学部別部会に還付していた還付金額を改めて見直す。

８　学部別部会について

本部・役教職員校友会は，解散する。

９　準会員会費について

廃止。

10　正会員会費について

① 年会費　　４，０００円

② １０年会費　　３０，０００円（学生用）※１

③ 学生会員費　　３，０００円（通信教育部のみ）※２

（※１）１～３年次まで毎年１０，０００円を代理徴収し，１０年分の会費とみなす。

（※２）通信教育部の学部学生については，準会員会費として毎年３，５００円を代理徴収してもらっていたが，これを毎年３，０００円に減額し，名称を学生会員費とする。

11　新卒正会員会費について

廃止。

以　上